

○ 労働安全衛生法（昭和四十七年法律第五十七号） 新旧対照条文（抄）
 労働基準法（昭和二十二年法律第四十九号）（抄）（附則第四条関係）

（傍線部分は改正部分）

改 正 後	改 正 前
<p>第四十二条 労働者の安全及び衛生に関しては、労働安全衛生法（昭和四十七年法律第五十七号）の定めるところによる。</p> <p>第四十三条から第五十五条まで 削除</p>	<p>（危害の防止）</p> <p>第四十二条 使用者は、機械、器具その他の設備、原料若しくは材料又はガス、蒸気、粉じん等による危害を防止するために、必要な措置を講じなければならない。</p> <p>第四十三条 使用者は、労働者を就業させる建設物及びその附属建設物について、換気、採光、照明、保温、防湿、休養、避難及び清潔に必要な措置その他労働者の健康、風紀及び生命の維持に必要な措置を講じなければならない。</p> <p>第四十四条 労働者は、危害防止のために必要な事項を遵守しなければならない。</p> <p>第四十五条 使用者が第四十二条及び第四十三条の規定によつて講ずべき措置の基準及び労働者が前条の規定によつて遵守すべき事項は、命令で定める。</p> <p>（安全装置）</p> <p>第四十六条 危険な作業を必要とする機械及び器具は、必要な規格又は安全装置を具備しなければ、譲渡し、貸与し、又は設置してはならない。</p> <p>② 特に危険な作業を必要とする機械及び器具は、予め行政官庁の認可を受けなければ、製造し、変更し、又は設置してはならない。</p> <p>③ 前二項の機械及び器具の種類、必要な規格及び具備すべき安全</p>

装置は、命令で定める。

(性能検査)

第四十七条 前条第二項の機械及び器具は、認可を受けた後、命令で定める期間を経過した場合においては、行政官庁の行う性能検査に合格したものでなければ使用してはならない。

② 前項の性能検査は、同項の行政官庁の外、労働に関する主務大臣が指定する他の者に行わせることができる。

③ 前二項の規定による性能検査の結果についての処分については、行政不服審査法（昭和三十七年法律第六十号）による不服申立てをすることができない。

(有害物の製造禁止)

第四十八条 黄りんマッチその他命令で定める有害物は、これを製造し、販売し、輸入し、又は販売の目的で所持してはならない。

(危険業務の就業制限)

第四十九条 使用者は、経験のない労働者に、運転中の機械又は動力伝導装置の危険な部分の掃除、注油、検査又は修繕をさせ、運転中の機械又は動力伝導装置に調帯又は調索の取付又は取外をさせ、動力による起重機の運転をさせその他危険な業務に就かせてはならない。

② 使用者は、必要な技能を有しない者を特に危険な業務に就かせてはならない。

③ 前二項の業務の範囲、経験及び技能は、命令で定める。

(安全衛生教育)

第五十条 使用者は、労働者を雇い入れた場合においては、その労働者に対して、当該業務に関し必要な安全及び衛生のための教育を施さなければならない。

(病者の就業禁止)

第五十一条 使用者は、伝染性の疾病、精神病又は労働のために病勢が増悪するおそれのある疾病にかかった者については、就業を禁止しなければならない。

② 前項の規定によつて就業を禁止すべき疾病の種類及び程度は、命令で定める。

(健康診断)

第五十二条 一定の事業については、使用者は、労働者の雇入の際及び定期に、医師に労働者の健康診断をさせなければならない。

② 前項の事業のうち一定の事業については、使用者は、労働者の雇入の際及び定期に、医師の外、歯科医師にも労働者の健康診断をさせなければならない。

③ 使用者の指定した医師又は歯科医師の診断を受けることを希望しない労働者は、他の医師又は歯科医師の健康診断を求めて、その結果を証明する書面を使用者に提出しなければならない。

④ 使用者は、前三項の健康診断の結果に基いて、就業の場所又は業務の転換、労働時間の短縮その他労働者の健康の保持に必要な措置を講じなければならない。

⑤ 第一項又は第二項の事業の種類及び規模並びに定期の健康診断の回数は、命令で定める。

(安全管理者及び衛生管理者)

第五十三条 一定の事業については、使用者は安全管理者及び衛生管理者を選任しなければならない。

② 前項の事業の種類及び規模並びに安全管理者及び衛生管理者の資格及び職務に関する事項は、命令で定める。

③ 行政官庁が必要であると認める場合においては、使用者に対して、安全管理者及び衛生管理者の増員又は解任を命ずることができる。

(監督上の行政措置)

第五十四条 使用者は、常時十人以上の労働者を就業させる事業、命令で定める危険な事業又は衛生上有害な事業の建設物、寄宿舎その他の附属建設物又は設備を設置し、移転し、又は変更しようとする場合においては、第四十五条又は第九十六条の規定に基づいて発する命令で定める危害防止等に関する基準に則り定めた計画を、工事着手十四日前までに、行政官庁に届け出なければならぬ。但し、仮設の建設物又は設備で命令で定める危険又は衛生上有害でないものについては、この限りでない。

② 行政官庁は、労働者の安全及び衛生に必要であると認める場合においては、工事の着手を差し止め、又は計画の変更を命ずることができる。

第五十五条 労働者を就業させる事業の建設物、寄宿舎その他の附属建設物若しくは設備又は原料若しくは材料が、安全及び衛生に關し定められた基準に反する場合においては、行政官庁は、使用者に対して、その全部又は一部の使用の停止、変更その他必要な事項を命ずることができる。

② 前項の場合において行政官庁は、使用者に命じた事項について必要な事項を労働者に命ずることができる。

第五十五条の二 この章の規定は、鉱山保安法第二条第二項及び第四項の規定による鉱山における保安（衛生に関する通気及び災害時の救護を含む。）については、これを適用しない。

(危険有害業務の就業制限)

第六十三条 使用者は、満十八才に満たない者又は女子を第四十九条の規定による危険な業務に就かせ、又は命令で定める重量物を取り扱う業務に就かせてはならない。

(削る)

(危険有害業務の就業制限)

第六十三条 使用者は、満十八才に満たない者又は女子に、運転中の機械若しくは動力伝導装置の危険な部分の掃除、注油、検査若しくは修繕をさせ、運転中の機械若しくは動力伝導装置にベルト若しくはロープの取付け若しくは取りはずしをさせ、動力によるクレーンの運転をさせ、その他命令で定める危険な業務につかせ

、又は命令で定める重量物を取り扱う業務につかせてはならない。

②～④ (略)

(職業訓練に関する特例)

第七十条 職業訓練法(昭和四十四年法律第六十四号)第二十四条第一項の認定を受けて行う職業訓練を受ける労働者について必要がある場合においては、その必要の限度で、第十四条の契約期間、第六十三条の危険有害業務の就業制限及び第六十四条の坑内労働の禁止に関する規定について、命令で別段の定をすることができる。ただし、第六十四条の坑内労働の禁止に関する規定については、女子及び満十六才に満たない男子に關しては、この限りでない。

(監督上の行政措置)

第九十六条の二 使用者は、常時十人以上の労働者を就業させる事業、命令で定める危険な事業又は衛生上有害な事業の附属寄宿舎を設置し、移転し、又は変更しようとする場合においては、前条の規定に基づいて発する命令で定める危害防止等に関する基準に従い定めた計画を、工事着手十四日前までに、行政官庁に届け出なければならない。

② 行政官庁は、労働者の安全及び衛生に必要であると認める場合においては、工事の着手を差し止め、又は計画の変更を命ずることがができる。

第九十六条の三 労働者を就業させる事業の附属寄宿舎が、安全及び衛生に關し定められた基準に反する場合においては、行政官庁は、使用者に対して、その全部又は一部の使用の停止、変更その他必要な事項を命ずることができる。

② 前項の場合において行政官庁は、使用者に命じた事項について必要な事項を労働者に命ずることができる。

②～④ (略)

(職業訓練に関する特例)

第七十条 職業訓練法(昭和四十四年法律第六十四号)第二十四条第一項の認定を受けて行う職業訓練を受ける労働者について必要がある場合においては、その必要の限度で、第十四条の契約期間、第四十九条及び第六十三条の危険有害業務の就業制限並びに第六十四条の坑内労働の禁止に関する規定について、命令で別段の定をすることができる。ただし、第六十四条の坑内労働の禁止に関する規定については、女子及び満十六才に満たない男子に關しては、この限りでない。

(新設)

(新設)

第百条 (略)

②・③ (略)

④ 労働基準監督署長は、都道府県労働基準局長の指揮監督を受けて、この法律に基く臨検、尋問、許可、認定、審査、仲裁その他この法律の実施に関する事項を掌り、所属の官吏を指揮監督する。

⑤ (略)

第百条の二 (略)

② (略)

③ 第百一条及び第百五条の規定は、婦人少年局長又はその指定する所属官吏が、この法律中女子及び年少者に特殊の規定の施行に關して行ふ調査の場合に、これを準用する。

(労働基準監督官の権限)

第百一条 (略)

(削る)

(削る)

② 前項の場合において、労働基準監督官は、その身分を証明する証票を携帯しなければならない。

第百三条 労働者を就業させる事業の附属寄宿舎が、安全及び衛生に關して定められた基準に反し、且つ労働者に急迫した危険がある場合においては、労働基準監督官は、第九十六条の三の規定による行政官庁の権限を即時に行ふことができる。

第百条 (略)

②・③ (略)

④ 労働基準監督署長は、都道府県労働基準局長の指揮監督を受けて、この法律に基く臨検、尋問、許可、認可、認定、審査、仲裁その他この法律の実施に関する事項を掌り、所属の官吏を指揮監督する。

⑤ (略)

第百条の二 (略)

② (略)

③ 第百一条第一項及び第四項並びに第百五条の規定は、婦人少年局長又はその指定する所属官吏が、この法律中女子及び年少者に特殊の規定の施行に關して行ふ調査の場合に、これを準用する。

(労働基準監督官の権限)

第百一条 (略)

② 医師たる労働基準監督官は、就業の禁止をなすべき疾病にかつた疑いのある労働者の検診をすることができる。

③ 労働基準監督官は、製造を禁止された有害物の検査に必要な分量に限つて、無償で製品の見本又は原料を収去することができる。

④ 前三項の場合において、労働基準監督官は、その身分を証明する証票を携帯しなければならない。

第百三条 労働者を就業させる事業の建設物、寄宿舎その他の附属建設物、設備、原料又は材料が、安全及び衛生に關して定められた基準に反し、且つ労働者に急迫した危険がある場合においては、労働基準監督官は、第五十五条の規定による行政官庁の権限を即時に行ふことができる。

第百十八条 第六条、第五十六条又は第六十四条の規定に違反した者は、これを一年以下の懲役又は一万円以下の罰金に処する。

② (略)

第百十九条 左の各号の一に該当する者は、これを六箇月以下の懲役又は五千円以下の罰金に処する。

- 一 第三条、第四条、第七条、第十六条、第十七条、第十八条第一項、第十九条、第二十条、第二十二條第三項、第三十二條、第三十四條、第三十五條、第三十六條但書、第三十七條、第三十九條、第六十條第二項若しくは第三項、第六十一條乃至第六十三條、第六十五條、第六十六條、第七十二條、第七十五條乃至第七十七條、第七十九條、第八十條、第九十四條第二項、第九十六條又は第百四條第二項の規定に違反した者

二 第三十三條第二項、第九十六條の二第二項又は第九十六條の

三第一項の規定による命令に違反した者

三 (略)

四 第七十條の規定に基いて発する命令（第六十三條の規定に係る部分に限る。）に違反した者

第百二十條 左の各号の一に該当する者は、五千円以下の罰金に処する。

- 一 第十四條、第十五條第一項若しくは第三項、第十八條第七項、第二十二條第一項若しくは第二項、第二十三條乃至第二十七條、第三十三條第一項但書、第五十七條乃至第五十九條、第六十七條、第六十八條、第八十九條、第九十條第一項、第九十一条、第九十五條第一項若しくは第二項、第九十六條の二第一項、第百五條（第百條の二第三項において準用する場合を含む。）又は第百六條乃至第百九條の規定に違反した者

第百十八条 第六条、第四十八條、第五十六条又は第六十四条の規定に違反した者は、これを一年以下の懲役又は一万円以下の罰金に処する。

② (略)

第百十九条 左の各号の一に該当する者は、これを六箇月以下の懲役又は五千円以下の罰金に処する。

- 一 第三条、第四条、第七条、第十六条、第十七条、第十八条第一項、第十九条、第二十条、第二十二條第三項、第三十二條、第三十四條、第三十五條、第三十六條但書、第三十七條、第三十九條、第四十二條、第四十三條、債四十六條、第四十七條、第四十九條、第五十一條、第六十條第二項若しくは第三項、第六十一條乃至第六十三條、第六十五條、第六十六條、第七十二條、第七十五條乃至第七十七條、第七十九條、第八十條、第九十四條第二項、第九十六條又は第百四條第二項の規定に違反した者

二 第三十三條第二項、第五十四條第二項又は第五十五條第一項の規定による命令に違反した者

三 (略)

四 第七十條の規定に基いて発する命令（第四十九條及び第六十三條の規定に係る部分に限る。）に違反した者

第百二十條 左の各号の一に該当する者は、五千円以下の罰金に処する。

- 一 第十四條、第十五條第一項若しくは第三項、第十八條第七項、第二十二條第一項若しくは第二項、第二十三條乃至第二十七條、第三十三條第一項但書、第四十四條、第五十條、第五十二条第一項乃至第三項、第五十三條第一項、第五十四條第一項、第五十七條乃至第五十九條、第六十七條、第六十八條、第八十九條、第九十條第一項、第九十一条、第九十五條第一項若しくは第二項又は第百五條（第百條の二第三項において準用する場合

(削る)

二 (略)

三 第九十二条第二項又は第九十六条の三第二項の規定による命令に違反した者

四 第一百一条(第百条の二第三項において準用する場合を含む。

)の規定による労働基準監督官又は婦人少年局長若しくはその指定する所属官吏の臨検を拒み、妨げ、若しくは忌避し、その尋問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をし、帳簿書類の提出をせず、又は虚偽の記載をした帳簿書類の提出をした者

五 (略)

合を含む。)乃至第百九条の規定に違反した者

二 第五十三条第三項、第五十五条第二項又は第九十二条第二項の規定による命令に違反した者

三 (略)
(新設)

四 第一百一条(第百条の二第三項において準用する場合を含む。

)の規定による労働基準監督官又は婦人少年局長若しくはその指定する所属官吏の臨検、検診若しくは収去を拒み、妨げ、若しくは忌避し、その尋問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をし、帳簿書類の提出をせず、又は虚偽の記載をした帳簿書類の提出をした者

五 (略)